令和７年度全国労働衛生週間

本週間10月１日～７日　（準備期間９／１～30）

令和７年度 全国労働衛生週間スローガン

「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて　ストレスチェックで健康職場」

岐阜労働局長メッセージ

～ 令和７年度 全国労働衛生週間を迎えるにあたって ～

全国労働衛生週間は、昭和 25 年の第１回実施以来、今年で第 76 回を迎え、この間、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきました。近年は、働く女性の健康への対応、疾病を抱える労働者の治療と仕事の両立支援、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりの推進が重要となっています。

他方、令和６年度は精神障害による労災認定件数が過去最多となっており、職場におけるメンタルヘルス対策をさらに強化する必要があります。

化学物質による健康障害防止については、国が定めた物質全てを対象に事業者がリスクアセスメントを実施し、その結果に基づき、ばく露防止措置を適切に実施する自律的管理の定着・推進に向けた取組が必要です。

また、石綿の製造・使用等禁止前に石綿含有建材を用いた建築物の解体工事の増加が見込まれるなか、解体・改修前に義務付けられた石綿の有無の事前調査や石綿の発散防止措置の適切な実施、資格者による事前調査や調査結果の報告の義務化など、石綿ばく露防止対策の強化を進めています。

このような状況の中、令和５年度から「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」や「労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」、「労働者の健康確保対策の推進」、「化学物質等による健康障害防止対策の推進」等合計８つの重点を定める岐阜局版「第14次労働災害防止推進計画」に基づき、労働災害防止対策を進めてきたところです。

加えて、今年５月に公布された改正労働安全衛生法等、公布後３年以内に労働者数50人未満の小規模事業場にストレスチェックの実施を義務付けること、安全データシート（SDS）の通知義務に罰則を設けること、個人ばく露測定を作業環境測定と位置づけ有資格者に実施させること等が規定され、また、今年６月に公布された改正労働施策総合推進法により、令和８年度からは治療と仕事の両立支援に取り組むことが事業主の努力義務となります。

さらに、全国の職場における熱中症による死亡者数が３年連続で30人を超えている状況を踏まえ、熱中症対策の強化を内容とする改正労働安全衛生規則が今年６月１日に施行されたところであり、現在その推進に取り組んでいます。

各事業場におかれましても労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図っていただきますようお願いします。

令和７年８月

岐阜労働局長　原田　浩一

全国労働衛生週間に実施する事項（抜粋）

本週間（10／1～7）に実施する事項

① 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
② 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
③ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
④ 有害物の漏えいによる事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
⑤ 労働衛生に関する講習会･見学会等の開催、作文･写真･標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

準備期間（9／1～30）に実施する事項

① 重点事項
- ア　過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- イ　「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進
- ウ　小規模事業場における産業保健活動の充実
- エ　「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進
- オ　女性の健康課題の理解促進
- カ　労働者の作業行動に起因する労働災害（転倒・腰痛災害）防止対策
- キ　「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進
- ク　「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策
- ケ　「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進
- コ　化学物質による健康障害防止対策
- サ　石綿による健康障害防止対策
- シ　東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

② 労働衛生３管理の推進等
- ア　労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化
- イ　作業環境管理の推進
- ウ　作業管理の推進
- エ　「職場の健康診断実施強化月間」（９月１日～９月30日）を契機とした健康管理の推進
- オ　労働衛生教育の推進
- カ　「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等に基づく心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施
- キ　快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
- ク　「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の推進
- ケ　「個人事業主等の健康管理に関するガイドライン」に基づく個人事業主等が健康に就業するための取組の推進

③ 作業の特性に応じた事項
- ア　粉じん障害防止対策の徹底
- イ　電離放射線障害防止対策の徹底
- ウ　「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音障害防止対策の徹底
- エ　「振動障害総合対策要綱」に基づく振動障害防止対策の徹底
- オ　「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく情報機器作業における労働衛生管理対策の推進
- カ　酸素欠乏症等の防止対策の推進
- キ　建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等

④ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策